

第一百五十九回

参議院総務委員会議録第十号

(一六二)

平成十六年四月八日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

四月六日

辞任

柏村 武昭君

柏村 武昭君

木村 仁君

木村 仁君

四月七日

辞任

木村 仁君

柏村 武昭君

木村 仁君

四月八日

辞任

野沢 太三君

柏村 武昭君

木村 仁君

山内 俊夫君

柏村 武昭君

木村 仁君

高嶋 良充君

柏村 武昭君

木村 仁君

内藤 正光君

柏村 武昭君

木村 仁君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

景山俊太郎君

大臣政務官
副大臣
事務局側総務大臣政務官
人事院 総裁
常任委員会専門

内閣官房内閣参

事官

消防庁長官

消防庁次長

国土交通省航空

局監理部長

藤澤 進君

入谷 誠君

林 省吾君

東尾 正君

影山 幹雄君

委員

本日の会議に付した案件

○委員長(景山俊太郎君) 次に、佐藤人事院總裁

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたしま

○委員長(景山俊太郎君) ただいまから総務委員

度改正する法律案(内閣提出)

会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたしま

す。

や旅館、ホテル、病院等の火災による死者数は消防法令の規制強化等により大幅に減少しております。すけれども、アメリカやイギリスでは住宅用火災警報器の設置の義務付けが住宅火災の死亡者数の減少に大きな効果を上げていると伺っております。けれども、このことについて、これによつてどの程度の死者数の減少が期待できるのか、まず政府の見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(山口俊一君) お答えを申し上げます。

しないと思います。いかに迅速に普及させていくかということが大きな問題、課題になると考えられますけれども、その普及方策といいたしまして、設置した場合、火災保険の保険料を割り引く制度の導入とか、住民の負担軽減に資するような技術開発の推進、マスメディアの活用、消防団、地域防災組織との連携等、様々な方法が検討されているようですが、迅速な普及に向けた政府の見解をお伺いいたします。

要性の広報につきましていろいろと工夫を加えてまいりたいと、こう考えております。

○椎名一保君 とにかく、いかに迅速に普及させらるかということが大切なことであると思いますので、どうかひとつよろしくお願ひいたします。

この法律案では、設置とともに維持を義務付けていることも重要です。せつから設置をいたしましても、アメリカやイギリス等で例がありますように、肝心なときに電池が切れていたりというようふうにこれが起こらぬよう、我が国においても

三重県のRDF発電所火災では消防署員二名の殉職など大きな被害が発生しましたが、今回の法律改正を始めといたしまして、今後RDF関連施設の安全対策は整備されてくると思います。しかし、どのような安全対策についても言えることですが、せっかく立派な対策を策定しても、現場の作業員一人一人までその内容が浸透し、日々の業務が安全対策にのつとつた形で適切に行われるようにならなければ、結局、火災が発生してしまいます。対策策定が意味のないことになりかねないのです。安全対策を整備する上で、対策の策定と並んで重要な対策の周知、遵守についてどのように取り組んでいかれるのか、見解をお伺いいたします。

の差が見られるというふうなことで、この普及によりまして相当の死者数の減少が期待をできるというふうに思つております。

また、これも御指摘ありましたが、アメリカにおきましては義務付けをしたというふうなことによりまして、最初は普及率が一二%、そして九四%に二〇〇二年にはなつたわけでありますが、死者数がほぼ半減をしたというふうな数字が出てきております。

につきまして簡単に取付けできる機器を開発する必要がありますが、またできるだけ低価格なものを開発する必要がある、また適正な維持管理が行える観点から、リース方式等も拡大するよう関係業界にも働き掛けていかなければならぬと考えておるところであります。

うに、既に義務化をしております米国におきましては住宅用の火災警報器につきまして電池切れとなつて火災時に作動しなかつたと、こういうようふな事例が見受けられるわけでありまして、私どもも適正な維持管理に意を用いていかなければならぬと考えているところであります。

まず、そのため私どももいたしましては、今回お願いをいたします住宅用の火災警報器につきましては有効期限を明示すると、そういう方法によりまして、現在もガス漏れ警報器はそういうふうになつておりますわけでありますけれども、有効期限内に交換すると、こういうようなことを原則とすれば維持管理の適正が期されるのではない

かということで検討いたしているところであります
すし、先ほど申し上げましたようなリース販売方式
式によれば、これも適正な維持管理が担保される
と考ておりまので、その拡大についても働き掛け
ておるところであります。

○椎名一保君 ありがとうございました。
きたいと、こう考えております。

掛けてまいりたいと考えております。

私どもいたしましては、安全対策をできるだけ早くお願いをしたいという気持ちが強うございましたので、昨年の事故発生直後から関係団体にはいろいろと対策をお願いいたしているところであります。この事故にかんがみまして、既に既存施設に対しましては検討会で提言されました安全対策を御通知し、その徹底をお願いをしてきているところでございまして、今後、施行までの間

に消防庁及び消防機関におきまして把握されている関係事業者等に対し更に十分徹底が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

○椎名一保君 今回のRDF発電所の火災は、指定可燃物と同等の危険を有するRDFがそのままその指定を受けることなく広く使われるようになってしまったことにあるように思われます。今回、こういう事故が起きてから改めてRDFの危険性を調べ、危険性が高いことが分かつたから指定可燃物に指定するというのでは、これは余りにもやはりその後追いと言わざるを得ないと想います。

今後もRDFの、RDFのような廃棄物のリサイクル技術という、そういう技術開発の中で新しいものが生まれてくると思いますけれども、新物品が開発された場合、その普及に先駆け、その物品の危険性を十分に調査し、事前に必要な安全対策を講じるようにしていくことが本当に必要なことと想いますけれども、見解をお伺いいたします。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘いただきましたように、新物品の危険性を事前に把握をしてできるだけ早く必要な安全対策を講じる必要があることは御指摘のとおりでございます。

今回のRDFにつきましては、自然発火等の危険性はないという、例えば平成八年段階でのNEDOの報告が出されておったようなこともありますし、また、発熱や可燃性ガス発生に関する知見は開発時点、関係した専門家にもなかつたという

こと、このような事故を招いたわけであります。

けれども、私どもいたしましてはこれを反省点

といたしまして、新たな物質等につきまして、消火活動が困難な特殊施設や物質等を考えられます

場合は、学会や各消防本部の情報を収集しながら専門的な検討を加えていただきまして、またそれらの情報を私どもに一元化をする努力をしながら、全国の消防本部に迅速かつ適切に提供できる体制を考えいかなければならぬと考えております。

また、新たに出現する危険性物品の把握につきましては、関係各国においても重大な関心を持つて取り組まれております。我が国ももちろん参加しておりますが、そこで情報の把握をいたしま

すとともに、国内におきましても、化学物品製造事業者が開発段階等で得た物品の危険性状に関する情報を関係団体を通じてできるだけ早期に把握できるよう努力してまいりたいと、こう考えてお

ります。

○椎名一保君 とにかく人命にかかることでございまして、後追い的にならないようにしっかりとお願い申し上げます。

続きまして、石油コンビナート防災対策等につきましてお伺いいたします。

出光興産の北海道製油所火災の根本的な原因是十勝沖地震という、災害発生地の苫小牧市で震度五弱の地震であったわけですが、この程度の地震でタンクの全面火災という大火災になつたわけあります。私の地元千葉県は京葉地区において屋外貯蔵タンクからの大規模漏えいで多くの石油コンビナートがありますが、いつ起これべても不思議でない南関東直下型地震の危険地帯に立地しております。全国的に見ても、東海地震、東南海地震、南海地震と今回の十勝沖地震を上回る地震が発生する危険のあるところに多くの石油コンビナートが存在しているわけでございま

すけれども、日本の至る所で今回の火災を上回る災害が発生する危険があるわけであります。

そこで、今後、発生が懸念される大規模地震によつて石油コンビナートではどのような被害が想定され、周辺住民への影響はどの程度あるのか。

今回、タンクの耐震改修の推進等、安全対策が強化されますが、それによりどの程度被害が食い止められるようになると考えているのか。ちょっと

漠然として恐縮ですけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(林省吾君) 屋外タンクにつきましては、大規模な震災等に対する安全性確保のためいろいろと御努力を関係事業者にもお願いをいたしているわけであります。私どもいたしましては、関東大震災レベルの大規模地震に対する耐震性を確保するためということで現在基準を設けておりまして、タンクの規模に応じて改修、耐震改修を進めていただくよういたしているところであります。今回、事故にかんがみましてこの期限を二、三年程度前倒ししていただくよう、まず検討いたしているところであります。

ただ、今回の十勝沖地震の教訓からいたしますと、やや長期間の地震動の影響と考えられる損傷事例でありますので、今後想定されます大規模地震時において屋外タンク設置地域ごとに予想される液面振動を想定いたしまして、これに対して浮き屋根の浮き機能が十分確保されるような構造の強化についても検討いたしているところであります。

これまで、その結果を待つて事業者に耐震事業をお願いをしてまいらなければならないと考へております。

これらの措置によりまして、大規模地震発生時において屋外貯蔵タンクからの大規模漏えいであります。

○椎名一保君 とにかくいつ起きてもおかしくないような、おかしくないという状況であるわけでござりますんで、この件についても迅速な対応をまいりたいと考へております。

この出光の北海道製油所火災では、タンクの全面火災ということで、今までの防災資機材では歯

が立たなかつたと。大量の大容量な泡放射機、泡放射砲というんですか、これが大分役に立つたわけでございますけれども、なかなか高価で、導入のそのシステムをきちっとしなければいけないと

思うんですけども、このことについて見解をお伺いいたします。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘をいたしました大容量泡放射システムでございますけれども、これは現在のところ、欧米におきまして主として大型タンクの全面火災の消火に用いる資機材として使用されているものであります。我が国ではまだ一部でしか導入されていないものでございます。中身は大容量の泡放射ができるようなシステムということでございまして、よく三点セット、五点セットと言われるような、車両を含めたシステムを総称しているものでありますけれども、浮き屋根式タンクにおきまして全面火災が起きるような場合を想定いたしますと、この大容量泡放射システムの導入、配備が急務であると私どもは考えております。

しかしながら、これらの資機材は現在、国内での活用実績がなく、個々の性能についても明らかになつていませんので、早急にその性能要件を確定をいたしまして、適切な資機材の配備を各事業者にお願いをしてまいりたいと考えております。

それから、こうした資機材につきましては、特定事業者がその特定事業所における災害の発生あるいは拡大の防止に関しまして基本的に第一次的な責任を負つているということから、私どもいたしましては特定事業所単位で配備をしていただきたいと、こういうふうに考えておりますが、しかしこれらの配備に要します費用を考えますと、御指摘のようにかなり高額なものであるという点もありますし、また全面火災の発生危険率等を確保するとどのようないい仕方がいいのかと、こういう点で御意見をいただいている点もあります。

この出光の北海道製油所火災では、タンクの全面火災ということで、今までの防災資機材では歯

あるとか、さらには今回の法律でお願いをいたしておりますけれども、広域共同防災組織において導入するとか、こういう方法も加えて検討し、であります。

○椎名一保君 付け加えまして、この火災においてヘリコプターが大分活躍をしておりましたけれども、ヘリコプターによる上空からの延焼状態とか消火状態等の監視、別のタンクへの類焼等、被害の拡大を食い止めることができたところによって、それによって、これも同様に、泡放と聞いておりますけれども、射砲と同じようにやはりできるだけ全国的に配備をすべきだと思いますけれども、このことについて見解をお伺いいたします。

○政府参考人(林省吾君) お触れになりました苦小牧のタンク火災の時にもヘリコプターが活躍をしたわけですが、私どもといたしましては、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえまして、情報の収集、伝達に機能的に対応できる、特に大規模災害発生直後の被害状況等を直ちに把握できるという意味でヘリコプターの電送システムに大きな期待を寄せているところであります。また、二十一の都道府県に受信用の固定基地局が整備されているところであります。

ただ、この固定基地局だけでは十分でありませんので、地方団体におかれましては、車載局であるとかあるいは持ち運びの可能な可搬局というのも考えておられまして、これらを合わせますと四十六基が整備されているところであります。速やかにヘリコプターからの災害映像を受信するためにはこの固定基地局に加えてこのような車載局等も効果的であると思つておりますが、しかし中長期的に安定した体制を整備するためには固定基地局の整備が必要ではないかと思つております。

このため、私どもいたしましては、今後とも

補助制度等を活用しながら固定基地局の整備に努めて、受信エリアの拡大を図つてまいりたいと、こう考えております。

○椎名一保君 消防力の強化と並んで防災体制の強化をやっぱりしなきやいけないと思うんですけれども、市町村長等が新たに防災業務の改善措置を行なうことができるようになることが大切だと思ふんですけれども、外的、形式的な不適正状態の是正にとどまるのではなく、合理的な根拠に基づいた、不適正状態について合理的な根拠に基づいた客観的な基準を定めれば積極的に是正することができると思うんですけれども、その運用基準の客観化についての政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(東尾正君) 石油コンビナート事業所が行ないます防災業務でございますけれども、御指摘のように、即時に適切に実施しなければいけないということから、これまでも消防機関の立入りによってその適切さを担保していたところでございますけれども、現行法令では、ただいま御指摘のように、外的的な違反状態、例えば自衛防災組織がないとか防災要員がないというようなことだけでは、今回の改正により、実質的に不適正なものについてもこの命令は出せるようになりますけれども、現行法令では、ただいま御指摘のように、外的的な違反状態、例えば自衛防災組織がないとか防災要員がないというようなことだけでは、今回の改正により、実質的に不適正なものについてもこの命令は出せるようになります。

○政府参考人(入谷誠君) お答え申し上げます。

○政府参考人(入谷誠君) お答え申し上げます。国際テロを未然に防止し、これに適切に対処していく上で航空機、船舶等を通じて人、物が出入りする言わば国境であります国際空港、港湾の適切な管理、危機管理体制の強化を推進していく必要が極めて重要であると考えております。このため、内閣官房に空港・港湾水際危機管理体制を設置するとともに、成田空港を始めとする枢要な空港、港湾に危機管理官を設置したことなどがございます。

○政府参考人(入谷誠君) お答え申し上げます。

○政府参考人(入谷誠君) お答え申し上げます。国際空港、港湾における危機管理官を設置したことによって、様々な機関が水際対策、危機管理に携わっております。危機管理官は、先ほど申し上げました水際危機管理チームの一員といたしまして、現地において関係機関の横の連携を強化、また一体性のある対応を確保するとの観点から、警戒検査等の連携の確認、必要な助言、その他空港等における危機管理の点につきまして必要な調整業務を行わせるために配置したものでございます。

危機管理官が配置された各空港、港湾におきましては、既に現地関係機関による会合等が開催されておりまして、情報の共有、緊急時の連絡網の整備等が推進されておるところでございまして、その具体的な運用について消防機関や事業者が戸惑うことがございませんようなマニュアルの作成などに努めてまいりたいと、このようなことで現

地に示してまいりたいと、このように思います。

○椎名一保君 是非、消防力と防災力、併せて、とにかく迅速にきちっとできるようによろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、危機管理体制の強化についてお伺いいたします。

○椎名一保君 お聞かせください。

まず、今回の空港危機管理官配置の目的と効果についてお聞かせください。

○政府参考人(入谷誠君) お答え申し上げます。

という認識でござります。

○椎名一保君 この四月から百二十の港湾と二十

五の空港に危機管理担当官を設置すると伺つてお

りますけれども、このことについてもお伺いした

いと思います。

○政府参考人(入谷誠君) 危機管理官を設置いたしました枢要な成田を始めとする二つの空港、そ

れから五つの港湾のほか、二十五のうち、危機管

理官を配置されています二を除いた二十三の国際

空港、それから百十八の国際港湾についても危機

管理担当官を指名し、現地において危機管理官と

同様に関係機関の横の連携を強化し、一体性のあ

る対応を確保するために危機管理につきまして必

要な調整業務を行なっておるところ

でございます。

○椎名一保君 テロの脅威が叫ばれる中で次のよ

うな調査結果がございました。

昨年十二月の総務省行政評価局から出されまし

た航空安全に関する行政評価・監視結果に基づく

勧告によりますと、民間航空機が発着する全国九

十三空港のうち五十五の空港でこの四年間ハイ

ジャックに対する訓練が一度もされておりませ

ん。

国、地方自治体、さらには国民一人一人の安全に対する意識を高めていかなければなりませんけれども、ならないというときに、訓練を実施しなかつた理由として、やり方が分からない、警察や消防との調整が難しいといった声があるようですけれども、その中でその五十五の空港のうち地方自治体が管理する空港が五十一と大半を占めておりますけれども、総務省はこの事実をどう受け止められますか。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のように、地方団体が管理する空港があるわけありますが、私ども、空港における対策を含めまして、先ほど地

方団体に対しまして通知を行なわせていただきまし

た。テロ・災害対策の再確認及び徹底を期するた

めの通知でございまして、スペインのマドリードで起こりました列車テロ事件が発生したことを踏

まえまして、地方団体に対しまして、公共交通機関等の各種施設におけるテロの可能性を踏まえた迅速かつ適切な対応につきまして、消防、警察、自衛隊、医療機関等との連携体制の確認を行なっているところでございます。

○椎名一保君 あらゆることを想定して、できるることはしっかりと指導してやつください。

最後になりますけれども、一月十九日に成田空港でテロ対策の訓練が実施されましたけれども、テロを想定した訓練を行う計画はあるのでしょうか。

○政府参考人(影山幹雄君) 御指摘のとおり、成田空港におきまして、一月十九日でございますが、千葉県警あるいは空港保安委員会、新東京国際空港公団共催によりましてテロ対策の合同訓練が実施されました。

その他の空港におきましても、成田ほど大規模な訓練ではございませんが、例えば福島空港などにおいては、昨年の十一月六日に警察等関係機関と連携しまして、生物化学兵器対策班が参加するテロを想定した合同訓練も実施されております。

実は、昨年十二月十六日に総務大臣からいただきました勧告に基づきまして、私ども、十二月二十六日に、各空港管理者にハイジャック事件対応訓練指針というものを指示をいたしました。ですが、その中におきまして、各空港の実情に応じて関係機関と連携した総合訓練の実施というものを指示しております。今後、多くの空港において総合的な訓練を計画しているところでございますが、今後も成田空港の実例なども参考にしながら、適切な訓練が実施されるよう、訓練指針の適正な運用を図つてまいりたいと考えております。

○椎名一保君 できるだけメディアなりをたくさん使いまして、國民に広くこの訓練の模様とか、

まえまして、地方団体に対しまして、公共交通機関等の各種施設におけるテロの可能性を踏まえた迅速かつ適切な対応につきまして、消防、警察、自衛隊、医療機関等との連携体制の確認を行なっているところでございます。

○椎名一保君 あらゆることを想定して、できるることはしっかりと指導してやつください。

最後になりますけれども、一月十九日に成田空港でテロ対策の訓練が実施されましたけれども、テロを想定した訓練を行う計画はあるのでしょうか。

○政府参考人(影山幹雄君) 御指摘のとおり、成田空港におきまして、一月十九日でございますが、千葉県警あるいは空港保安委員会、新東京国際空港公団共催によりましてテロ対策の合同訓練が実施されました。

その他の空港におきましても、成田ほど大規模な訓練ではございませんが、例えば福島空港などにおいては、昨年の十一月六日に警察等関係機関と連携しまして、生物化学兵器対策班が参加するテロを想定した合同訓練も実施されております。

実は、昨年十二月十六日に総務大臣からいただきました勧告に基づきまして、私ども、十二月二十六日に、各空港管理者にハイジャック事件対応訓練指針というものを指示をいたしました。ですが、その中におきまして、各空港の実情に応じて関係機関と連携した総合訓練の実施というものを指示しております。今後、多くの空港において総合的な訓練を計画しているところでございますが、今後も成田空港の実例なども参考にしながら、適切な訓練が実施されるよう、訓練指針の適正な運用を図つてまいりたいと考えております。

○椎名一保君 できるだけメディアなりをたくさ

なこと、國民一人一人の危機管理意識を高揚するということであり大切なことであると思いますので、そういうことで大切なことであると思いますので、

よろしくお願ひしたいと思います。

とにかくテロを未然に防ぐためには水際対策を徹底することが大切であると思いまして、併せてお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○高橋千秋君 民主党・新緑風会の高橋千秋でございます。

今日はかなりマニアックな質問ですので、大臣に答えてもらう機会は少ないかも分かりませんが、今日も私がやらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の法律改正については、基本的に賛成の立場で質問させていただきますが、御存じのように、毎日のように火災で亡くなれるという事故が多発をしております。大体年間千名くらいの火災で亡くなれるということも聞いておりま

すし、昨年は消防士の方が、神戸とか、それから先ほどお話をありました私の地元の三重県のRDFで消防士の方も亡くなられておりまして、そこのことに対する冒頭、冥福をお祈りしたいと思いますし、そのRDFで亡くなつた二人の消防士の私と同い年の方は、私の友人のお兄さんでございまして、合同葬等にも出ましたが、大変痛ましい事故でございました。

その意味で、今日RDFについても質問させていただきますが、まだまだこれで十分かというと

十分でないところもあると思いますので、是非更に力を入れていただきたいと思います。

順番にそれぞれ、消防法とコンビナートの方と

両方質問させていただきますが、まずその消防法の方で、今回、個人の住宅に警報器を付けるとい

う義務化をするという法律でございまして、これ

自身はいいことだと思うんですが、これまでほ

り言つて規制外であった、規制外であつたわけ

ですね。義務化されてなかつた。つい先日、私も

地元の大工センターみたいなところに行つてこれを見てまいりました。余り売つてないんですね。売つっていても結構高い金額なんですね。

これまで規制外であつた理由と、本来この個人の安全を守るというのは自己責任のところもかなりありますし、シートベルトの規制と同じような感覚かなというふうに思うんですね。その意味で、まず今回のこの今まで規制外であったということと、この自己責任という部分について、今回、規制を加えるわけでございますので、このことについてどうお考えかということをまず冒頭、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、高橋先生から御指摘のありましたように、やっぱり高齢化が多分大きな理由の一つなんだと思いますけれども、住宅火災による死亡者の比率が高い、極めて高くなってきた。今、千人と言われましたけれども、この三年間で見ますと九百二十三人、九百九十二人、千七十人と、こう確実に増えているんですねが、ホテル等々の火災で亡くなつたとか、ビルの火災で亡くなつたのに比べて住宅で亡くなつておられる方の比率はそれ約五倍、一対五ぐらいの比率になりますんで、これはどうしてもそういうことなんでしょうか。それ、まずお伺いします。

○政府参考人(林省吾君) 現在、その基準等につきましては検討中でございますが、基本的には、これまで起こりました火災による死者の状況等を分析をしてみますと、逃げ遅れ、大臣がお答えになられましたような高齢者の方々が過半を占めているわけありますけれども、逃げ遅れる死者が増えていると、こういう結果、実態が出ておりますので、私どもとしてはその逃げ遅れを防止することによって死者数を減らしたいと。そうしますと、まず煙が出た、あるいは熱が出たところで火事だという警報を発する手ごろな器械というのも効果的ではないだろうかということでお願いをすることとしたわけです。

したがつて、そういう効果を期待いたします以上、その取付け場所といいたしましては、一ヵ所で十分でない場合が考えられるわけであります。例えば各階に一つであるとか、それぞの寝室に一つであるとか、そういうことも地域の事情あるいは住居の構造の状況等を考えながらそれぞれ市町村で御判断をいただきたいと、こういうふうに考えております。

高齢者が増えておりますんで、何となくちょっと火事になつた途端に、ちょっとと対応が若い人みたない感じにはいかないのが大きな理由だと思いますんで、そういう意味では今、死者の過半数もほとんど高齢者ということになつてきておりました。でも、どうしてそこらのところが個人においでも、これは罰則までは付けないまでもこれは義務化はして、少なくとも類焼等々を防ぐためにも、こういった意味では自分できちんとやつておることは大切だと思いますし、今シートベルトの話が出ましたけれども、これは自己責任分野の話だと思いますので、そういう意味ではきちんとと、今シートベルトの話と同じように、ある程度

認識を、装着するかしないか、設備をするかしないか、これ掛かる個人の話だとは思いますけれども、これが事故が間違なく減るということは確かだと思われますので、そういうたどころが今回改正をさせていただくようにお願いをさせていただくようになつた背景と御理解いただければ存じます。

○高橋千秋君 今回の警報器というのはビーピー

ラーありますけれども、当然スプリンクラーまで付けようとなるとまた大変なことで、ピーピー鳴るだけなんですが、これちょっと質問通告してないですが、これ一軒に一個だけ付けたらいということなんでしょうか。それ、まずお伺いしま

す。

○政府参考人(林省吾君) 現在、その基準等につきましては検討中でございますが、基本的には、これまで起こりました火災による死者の状況等を分析をしてみますと、逃げ遅れ、大臣がお答えになられましたような高齢者の方々が過半を占めているわけありますけれども、逃げ遅れる死者が増えていると、こういう結果、実態が出ておりますので、私どもとしてはその逃げ遅れを防止することによって死者数を減らしたいと。そうしますと、まず煙が出た、あるいは熱が出たところ

で火事だという警報を発する手ごろな器械とい

うのも効果的ではないだろうかということでお願いをすることとしたわけです。

したがつて、そういう効果を期待いたします以上、その取付け場所といいたしましては、一ヵ所で

十分でない場合が考えられるわけであります。

例えば各階に一つであるとか、それぞの寝室に

一つであるとか、そういうことも地域の事情あるいは住居の構造の状況等を考えながらそれぞれ市町村

で御判断をいただきたいと、こういうふうに考

えております。

○高橋千秋君 今回のその規定は条例等で定めて住宅と共同住宅で五百平米未満ということに

なっていますが、五百平米未満というと約百数十坪の共同住宅と、ちっちゃなアパートという感じかなという感じがしますけれども、これ、五百平米未満という設定基準の根拠はどうなんですか。もうちょっと大きくなつた場合は、これは要らなかつて、ということなんですか。

○政府参考人(東尾正君)ただいま御指摘の五百平米程度の共同住宅というのは、大体各階に三ないし四戸の住宅のある二階建てぐらいのアパート、これ以上のものについては自動火災報知設備は既に義務付けられています。今回、それ未満のものにつきましては住宅用警報器で対応しようとしているわけでございますけれども、この考え方について、この五百平米程度であれば住宅警報器で十分近隣の方々が火事であるということが理解できる、感知できるということから考えられているものでございます。

したがいまして、今後、この五百につきまして、今回の法令改正においても従前のとおり今後も運用していくといいたいと、このように思つております。

○高橋千秋君さつき大臣からも高齢者の死亡者が増えているという話がありました。確かにそうだと思います。五倍という数字も聞いております。私の友人のおばさんと孫が、一月だったか、名古屋で火災で亡くなりまして、痛ましい事故がございました。これを取つても、やはり被害者が老人と子供というのが多いんですね。

確かに逃げ遅れということだと思うのですが、一方で、今回これを規制、義務化するわけですか。当然、自己負担が増えてくるわけです。新築のところはもう最初から設計に入れるなり業者に名前であります。その意味で、高齢者なり、それから身障者なり、そういうところは簡単に付いていく話だと思うんですが、問題は、そういう高齢者の家というのは大体が古い家ですね。古い家で高齢者に自分で付けるといつても、上に付けるのにこんな大変な作業やれるかどうかという問題もあります。その意味で、特に独居老人なんかはそういうことがなかなか

か難しい。

その意味で、これを完全に普及させる、さつきイギリスで九十何%というお話をございましたけれども、そこまで普及させていくにはなかなかこれが難しいんではないかなと思うんですが、既存のものにつきましては住宅用警報器で対応しようとしているわけでございますけれども、この考え方については、この五百平米程度であれば住宅警報器で十分近隣の方々が火事であるということが理解できる、感知できるということから考えられておりまして、事柄の性格上、基本的には個人の御負担でお願いをしなければならないものと考えております。しかしながら、新設の場合に比べまして、確かに既設の住宅の方々につきましては負担感が重いということも私ども考えておりますが、まず、老人の方も含めまして、そのような方々の費用負担ができるだけ軽減するようなことをまず考えていかなければならぬと思っております。

第一には、できるだけ簡単に取り付けられるものであるとか、あるいは低価格なものを開発するとか、あるいはリース販売方式のを利用するとか、あるいは火災保険の割引制度を実現するとか、特に私、関心を持つておりますのは、現在義務化されております米国あるいは英國ではかなり低い価格のものも出回っているようでございましたが、まさにその輸入、あるいは新規参入の促進によります競争による低価格化にも期待をいたしております。

○政府参考人(林省吾君)幾つかお触れになられましたが、最初の住宅金融公庫等の住宅融資における割増し融資制度につきましては引き続き対象にしていただけるものと、こう考えております。

○高橋千秋君それから厚生労働省、先ほどもお答えを申し上げましたが、現在実施されている補助事業がございまして、これについてもその利用を働き掛けてまいりたいと考えております。また、損害保険料の割引制度につきましては、関係業界に対し検討の働き掛けをいたしておりますが、現段階で受けております感触といたしましては、業界として前向きに検討していただけるのではないかと考えているところでございます。

○高橋千秋君つい最近話題になつたので、建築基準法の関係で換気扇が義務化されたんですね。これ、各部屋に付けなければいけないということ

か、あるいは老人クラブ等と連携して、地域における独り暮らしの老人の方あるいは障害者の方々に対する何か手厚いような方法は考えられない

か。

また、そういう観点から、それぞれの地方公

共団体におかれましてそういうような方々への特

別の配慮をしていただきたいと、こういうこと

も期待をしながら制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○高橋千秋君やはり、これ、法律作つても付け

なきや意味ありませんので、やっぱり普及をさせ

る方法をもつと考えるべきだうと思うんです

ね。例えば、住宅金融公庫の住宅貸付制度の割増

し融資制度とか、そこまで高いものではありませんが、それとか、高齢者、障害者への補助とか、さつき言われました損害保険の保険料率の割引制度とか、所得税制の減税制度とか、幾つかやりようはあると思うんですが、これらについて可能性はありませんでしようか。保険の話はありましたけれども。

○政府参考人(林省吾君)

幾つかお触れになられましたが、最初の住宅融資における割増し融資制度につきましては引き続き対象にしていただけるものと、こう考えております。

○高橋千秋君それから厚生労働省、先ほどもお答えを申し上げましたが、現在実施されている補助事業がございまして、これについてもその利用を働き掛けけてまいりたいと考えております。また、損害保険料の割引制度につきましては、関係業界に対し検討の働き掛けをいたしておりますが、現段階で受けております感触といたしましては、業界として前向きに検討していただけるのではないかと考えているところでございます。

○高橋千秋君つい最近話題になつたので、建築

基準法の関係で換気扇が義務化されたんですね。

これ、各部屋に付けなければいけないということ

で、換気扇との警報器と価格でいうと随分違う

んですけど、建築基準法の方はこれはどうなつてい

ます。

○政府参考人(林省吾君)

今回お願いをいたして

おります法律の中では、設置を義務付けるよう

形になつてゐるかと思うんですけど、とい

うことは、地域の事情を考慮すると条例を作らな

くてもいいということになるんですか。

○政府参考人(林省吾君)

今回お願いをいたして

おります法律の中では、設置を義務付けるよう

形で御審議をお願いしておりますので、私どもと

しては、すべての市町村において条例を定めて警

報器等の設置を義務付けるような動きをしてい

だときたいと、こう考えております。

ただ、お触れになりました地域の事情を考慮し

てということは、確かに地方団体が条例を定めら

れます場合に、例えば寒冷地でありますと、先ほ

どもお触れになりましたけれども、例えば暖房機

器を使用する場合が多い場合は、警報器をどのぐ

らい設置したらいいのかにつきまして寒冷地特有

の事情が出てくる場合もあるうと思いますし、また住宅の構造が、例えば都市部のような密集したところで高層、数階に上るような住宅が多い地域と、あるいは平屋の住宅が多い地域でまた事情も変わるものかもしれません。もちろん、居住形態が違う場合も考えられるわけでありまして、そのような状況を考慮してそれぞれ市町村が条例でお決めをいただきたいということをございまして、すべての市町村におきまして条例で義務付けていただきたいと、こういうふうに考えております。

野を支援する制度と認識すべきであると、こういうふうに考えておりますので、罰則はなじまないものと理解をし、今回の法律改正をお願いをいたしているところでござります。

くていいということなんですか。
○政府参考人(東尾正君) 店舗部分が三百平米以上ということでかなり大きな、中規模以上の店舗はもちろん規制の対象になりますけれども、一般的の町内の商店の場合にはそこまで行かないケースが多いものですから、そういう場合には店舗についてはこの住宅用警報器の設置義務はございません

いは賃貸借契約により設置がされるだろう、あるいはまた維持管理がされるだろうというふうなこととで、現地消防機関のヒアリングにおいてもこの運用で可能ではないかというふうな見解であつたために、歌舞伎町のような特定防火対象物までの細かい規定は置いていないものでございます。

しかし、今後、法令改正によりまして住宅用火災警報器等が義務付けられる場合には、住宅の建築主、つまり所有者がます設置するものと理解しておりますので、実態的にはそのような運用を働き掛けてまいりたいと、このように考えております。

へきてはいたしかたないふうに思ひます。それと、賃貸住宅ですね。さつきの共同住宅の話ありました。ここで設置義務者は関係者とうふうに表現されているんですが、これ関係者というのには居住者、所有者若しくは管理者というの

こにはないですね、こういう、走るマークの逃げる標識がありますが、大臣も御存じのように、大体あれ、ドアの上に付けてあるんですよ。そうすると、煙が出たときにどうするかという、よく最近近言われている、伏せろ、伏せて歩けと言います

でしようけれども、実質付ける。そういうあいまいなときになつたときに付ける人というのはだれか特定されてこないわけですね。おまえやればいいじゃないかという話になつてくる。そういうときには、やっぱり所有者というふうにもう規定をし

てしまつたらどうかと思うんですが、いかがで
しょうか。

においては所有者の責任を重く見るという考え方
が現在の消防法の一般的な特定防火対象物に対する
規制でございます。

今回の問題につきましても、この辺は議論とな

りました。しかし、関係者ということで、これは今、先生御指摘のとおり、所有者、管理者又は占有者なのでございますけれども、賃貸住宅についてもこれらの方々のうちどなたかが管理契約ある

○高橋千秋君 消防法の第五条の措置命令のところで、それでいいのかというような話になつてくるのかと思うんですが。

私は、これ罰則がないと、中にはそんな簡単に付けられないよと言う人が当然出てくると思うんです。が、罰則規定というのはやっぱり担保しておかべきではないかと思つんですが、いかがなんでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) そういう御意見もございまして、いろいろ関係者、議論をいたしました。やはり、結果といたしましては、先ほどもお答えを申し上げましたが、基本的には自己責任分

住宅とその店舗とを区分して考えるわけでござりますけれども、基本的には店舗部分が三百平米以上あるものについてはこれは店舗として規制をしていくという大まかな考え方でございます。

一般的には、ただいま先生御指摘のような小規模の店舗については住宅と考える場合が多いわけですがございまして、店舗としての設備規制というものが余りございません。したがつて、今回の法令改正により、このようなものについては住宅用警報器が設置されることが多いというふうに考えます。

第二部 総務委員会会議録第十号 平成十六年四月八日 参議院

ふうに運用しております。また、通路の誘導灯、これは避難経路を指し示す誘導灯でございますけれども、これについては特に場所についての義務付けはなくして、下部や床面に設置して避難者によつて適当と思われる場合には下部に設置することができます。

このようなことによりまして、ただいま御指摘のような避難の、有効な避難の確保に努めたいと、このように考えております。

○高橋千秋君 設置ができるということであると、さつきの火災警報器と一緒になんですが、やっぱり見たことないですよね、日本のそういうところで上にあって下にあるというのは。

ここにペントガソの標識が付いている地図があるのですが、全部上と下に付けてあります。やっぱりそういう措置が特に大きな公共施設なんかには私は必要だというふうに思うんです。そのことは是非考慮をしていただきたいなど。これはやっぱり義務化しないと、さつきの付けてもいいよということであれば、見たことないですからね、日本でそういうのを、だから私はそれが要るんではないかなというふうに思います。

○政府参考人(東尾正君) 現場は見たことはございませんが、蓄光式の避難施設、避難誘導標識がアメリカの各州には付いているというふうには聞いております。

○高橋千秋君 さつき蓄光式というお話をされました。ここにその物があるんですね、これ、蓄光式の標識です。(資料提示)これ、ペントガソに張つてあるやつなんですが、これは、ふだん上に付いているやつは後ろからライトを当てているやつで、特に爆発事故等で一気に停電なんかすると見えなくなっちゃうんですね。蛍光塗料という話もありますが、蛍光塗料だと時間がすごく短い、光っている時間ですね。それでこの蓄光塗料、さつき言わされた蓄光塗料というのでペントガソは付けているんですけども、これが日本ではほと

んどないというか、まだ皆無なんですかね。

ところが、この蓄光塗料を作つてある会社は日本のお会社なんですよ。それで、この標識を作つてあるのはアメリカの会社が作つてあるんですけど、蓄光塗料のメーカーは日本にあって、日本では全然売れないからアメリカに売つてあるわけですね。

○高橋千秋君 これは大体、光をちょっと浴びれば八時間ぐらいいかなり明るく輝きます。(資料提示)これは、ペントガソの場合は全部こういう取っ手とか、これはドアのノブのところにぴつと付けるんですが、そうすると、すぐドアが、ノブがあるか分かるとか、韓国の地下鉄火災のときもそうだったんですねけれども、一気に停電をして真っ暗になつてどこへ逃げたらいいか分からぬといふことがありました。そういう、特に公共施設、大きなビルなんかでは逃げ場が分からぬといふのは結構出てくると思うんですね。

その意味で、この蓄光塗料を使ったこういう標識等を、義務化までは難しいかも分かりませんが、取り入れていくべきではないかなというふうに思いますが、その方向性はいかがでしょうか。

○政府参考人(東尾正君) 蓄光性を有する誘導標識でござりますが、御指摘のように、最近ではこの性能が非常に向上してまいりまして、かなり長時間にわたつて明るい光を放つことのできる誘導標識のための蓄光顔料というものが開発されております。

そこで、私どもといたしましては、これらについてどのような利用方法があるか関係団体においてたまに検討会を設けておりまして、例えば屋外においては、御案内かと思いますけれども、大規模震災のときの避難場所の表示のについては電灯の使用ができないというおそれもありますので、この誘導標識における蓄光性の影響による標識は極めて有効でござりますので、このようなことをついても併せて、屋内と併せて今検討中でございまして、御指摘の誘導

灯に代わるべき誘導標識に蓄光顔料が使えるかどうか、どの程度までそれが可能かどうか、更に検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

○高橋千秋君 これは後ろからライトをつけなくともいいわけで、比較的、比較的というかかなり効果性があるわけですから、私はそういういろんなお金のないときですから、それぞれのビルなんかだとかなりの標識を付けなければいけませんので、こういうことを考えればいいんじゃないでしょうか。——蓄光性というのは光を蓄えるといふ意味です。蓄光塗料というのはこう光を当たつて、蛍のように光るということですが、光を蓄えられるんですね、だから八時間くらい光るんです。だから、これは非常に有効性のあるものだというふうに思いますので、それもメーカーも日本のメーカーが作つてあるわけでそんなに高いものではありませんから、是非導入を考えていただきたないふうに思います。

それでは、続いて石油コンビナートの方に移りたいと思います。

苦小牧で例の浮き屋根式のタンクの火災がございました。今回のコンビナート業界というか石油業界とか消防業界でも初めての火災だと、日本ではですね。今まで経験がないと。私も実際行つてみて、見てきたんですが、かなり巨大なタンクがたくさんござります。私の地元の四日市でもたくさんござりますし、今まで浮き屋根の部分の横つょのところがつうつと燃えることはあっても、あんな全体に燃えることはなかつたんですね。うような表現があちこちで出てまいりました。

しかし、平成十三年にアメリカのルイジアナ州でオリオン石油というところのタンクが燃えていました。今回、地震ということもありましたが、特に日本は地震大国でございまして、三重や愛知やあの東海地区、東南海地震の全地域指定を受けております。そういうところにはたくさんのコンビナートがありまして、大変不安でござ

います。

その意味で、これは予見できなかつたのかなと。今回、急速この法律をこういう形で作つていただくわけがありますけれども、やはりいつもこういう災害が起きると、起きてからやつぱりすぐ対策を考えるということが非常に多くて、私もこのときで、また改正がありました。去年はそういう意味ではなかつたですが、消防法の改正と消

防組織法の改正があつて緊急援助隊の話がありましたが、今年はRDFとかブリヂストンとか、それからあの苦小牧のコンビナートの火災を受けたときに明るく輝きます。(資料提示)これは、ペントガソの場合は全部こういう取っ手とか、これはドアのノブのところにぴつと付けるんですが、そうすると、すぐドアが、ノブがあるか分かるとか、韓国の地下鉄火災のときもそうだったんですねけれども、一気に停電をして真っ暗になつてどこへ逃げたらいいか分からぬといふことがありました。そういう、特に公共施設、大きなビルなんかでは逃げ場が分からぬといふのは結構出てくると思うんですね。

その意味で、この蓄光塗料を使つたこういう標識等を、義務化までは難しいかも分かりませんが、取り入れていくべきではないかなというふうに思いますが、その方向性はいかがでしょうか。——蓄光性というのは光を蓄えるといふ意味です。蓄光塗料というのはこう光を当たつて、蛍のように光るということですが、光を蓄えられるんですね、だから八時間くらい光るんです。だから、これは非常に有効性のあるものだというふうに思いますので、それもメーカーも日本のメーカーが作つてあるわけでそんなに高いものではありませんから、是非導入を考えていただきたないふうに思います。

それでは、続いて石油コンビナートの方に移りたいと思います。

苦小牧で例の浮き屋根式のタンクの火災がございました。今回のコンビナート業界というか石油業界とか消防業界でも初めての火災だと、日本ではですね。今まで経験がないと。私も実際行つてみて、見てきたんですが、かなり巨大なタンクがたくさんござります。私の地元の四日市でもたくさんござりますし、今まで浮き屋根の部分の横つょのところがつうつと燃えることはあっても、あんな全体に燃えることはなかつたんですね。うような表現があちこちで出てまいりました。

しかし、平成十三年にアメリカのルイジアナ州でオリオン石油というところのタンクが燃えていました。今回、地震ということもありましたが、特に日本は地震大国でございまして、三重や愛知やあの東海地区、東南海地震の全地域指定を受けております。そういうところにはたくさんのコンビナートがありまして、大変不安でござ

ら必要な対策を講じておかなければならぬといふことで、今回、法令改正をお願いをいたしていふところであります。

結論的に申し上げますと、今回体験をいたしました全面火災に備えた防災資機材等の機能強化等、所要の防災体制の整備を行いたいということ等、御審議をお願いをいたしているところでございまます。

○高橋千秋君 国内では今までなかつたんでとうようなことだらうと思うんですが、やはり国外までもある程度もう少し調べていただきたいなと。

後で質問するつもりだったんですが、RDFの件でも、実は二月の中旬にアメリカのごみ発電施設というのを行つてまいりました。そのときにも、RDFの三重県の火災の件で三重県の県会議員と一緒に行つたんですけど、そこで話が出たのは、RDF火災と今回の三重県で起きた爆発事故と同じような事故が、実はフロリダで五年前に起つているんです。その担当していた人がそこを辞めて、その口サンゼルスのその施設に働いていた人がいまして、たまたま。それで、その人から、いや、実は五年前に同じような事故ありましたよというふうにそこで聞いたんですね。事前通告でそれ調べてくださいというお話をしたら、ちよつと分からぬというお話をしたけれども、もう五年も前にそれは起きています。

それから、この浮き屋根式の全面火災についても平成十三年にアメリカで起きているんですね。ところが、アメリカで起きたことだからといふとなのかどうか分かりませんし、情報収集能力の問題もあるのかも分かりませんが、日本で起きて初めて対策を考えるというようなことがずっと続いているんで、この件はやっぱりもう少し幅広い情報収集をすべきだと思うんですが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のとおり、私もも事事故例等につきましては、国内にとどまらず世界各地で起こります事故に広く目を開きまし

て、そのような事例を収集しながら必要な対策を講じていくような体制整備をしていかなければならないと考えております。

ただ、今回のRDFにつきましては平成に入りましてから各地で建設が進んだわけであります
が、その時点、関係者、そういう心配もございま
して専門的な機関での調査検討をお願いした結
果、安全であろう、心配はない、こういうよう
な報告も出ておりましたので、それに基づきまし
た対策にとどまっていたということであります。
しかしながら、御指摘のような事例もあつたと
いうことでありますので、私ども、そういう今後

はいろいろな分野で新しい物品の登場あるいは新しい技術の開発に伴いまして、危険性があるようなものはできるだけ専門的に、事前に知見を広め、また事故等がありました場合は世界的な国際会議を通じて情報収集し、各地の消防機関等にその情報を伝えて、対策の万全ができるだけ期せるよう努めてまいらなければならないと、こう考えております。

○高橋千秋君 今回の目玉のようなものになるのかも分かりませんが、大容量泡放射砲というのを入れるということで、私、この一月は地元の消防出初め式に六回出まして、その中で特に四日市の消防出初め式は、コンビナートの企業の消防隊も来るんですね。それぞれの石油会社が自分のところで消防隊を持つていてるんですけどども、ただ今回の大量泡放射砲か、これについては結構金額も高いものだというふうに聞いておりますので、これがなかなかそう簡単に今の地域の財政状況を考えると簡単には購入できないだろうというふうに思うんですが、地元の四日市では、四日市の消防本部が一台つい最近導入しまして一度実験をやっているんですが、この件について導入をどうやって推進させていくのか、その計画等ありましたらお教えたいただけますか。

○政府参考人(林省吾君) 確かに、大容量泡放射システムを導入いたします場合は、かなり価格が高いということで事業者の方々の負担が重くなる

これ得るということも頭に置いて対応しなければならないわけでありまして、そのためには、負担面での問題もありますので、現在、関係業界とお話をさせていただいている所でありますけれども、現在も特別防災区域内の特定事業所が共同して防災資機材を配備するということは可能でありますので、その制度を利用されるとか、あるいは更に広く県単位で泡放射システムを用意するとか、あるいはもう少し幅広く考えまして、いざ事故が起こりました場合は必要な時間内に到達できるような範囲で事業所が共同してこのようなシステムを配備できるような広域共同防災組織というものも考える必要があるのではないかということをいたしております。

確かに、負担が高いものでありますから、いたしましては、事故が起こった場合はできるだけ短期に消火をするというシステムにつきまして万全を期する、期さなければならないというのが基本的な考え方でございまして、泡放射、大容量泡放射システムが配備できるような方法であります。ただ早く、しかも高性能を備えたシステムでできるだけ早く設置する、できるような方法を考え、御相談してまいらなければならぬと、こう考えております。

○高橋千秋君 今回の苦小牧の火災もそうですが、三重県のRDFでもそうなんですが、実は現場の消防士が消し方が分からないということがあつたんですね。それで、地元の消防職員の方々と一緒に勉強会をやつたときに出たのが、日本にはああいうでかい爆発事故等の消防訓練をする施設がな

一つその訓練施設があるらしいんですが、一般的の市町村消防の方々が訓練する施設がないということで、非常に経験が物を言う中でこれは困るというお話を伺いました。

アメリカなんか行くと、例えばコロラド州のデンバーのちょっと南の方にペエプロというちっちゃな町がありまして、そこでJRが委託をしてフリーゲージトレーンの試験走行をやっていたところがあるんです。ここへ五年ぐらい前に行つたことがあるんですが、二十二キロの円周の中で汽車がずっと走っているんです。その真ん中に何を使つているかというと、そういう大規模火災の訓練施設に使つているんですね。これはどこがやっているかというと、民間がやつてあるんですよ。民間がそういう危機管理の訓練所みたいなものを作つて、例えば列車をその場で爆発させて消防訓練をするとか、でかいタンクがありまして、タンクを実際に爆発させて訓練をするというような施設があるので実際に見てまいりました。

今回この火災の中でも言われたのは、三重タンク火災がありまして、ちょうど私はそのときには四日市のところを近鉄電車に乗つていたら、みんなが海側に向かつてどつと行くもので何かなと思ったら、タンクが燃えていたんですよ。そのときに火災を経験した消防士の方はすごく経験が豊富で、今回のRDFの火災のときにも恵を拝借みたいなどころがあつたらしいんですけど、こういうことが、実は日本では非常に後れているというふうに消防現場で聞いてまいりました。

今回のような火災があつて、こういう耐震の規定をするとか、そういうことも大変重要なんですが、消防士が消し方方が分からぬといふようなことでは大変なことでございまして、日本は土地の問題もありますし、アメリカのそんなコロラドの平野の中でやると全然違いますけれども、やは

いということを聞きました。特に、コンビナーーみたいなああいうものについては経験が物すごく物を言うということで、何か海上保安庁の中における

○政府参考人(林省吾君) 近年は、従来想定していなかつたような火災、大規模な火災であるとか、あるいは企業災害が起つてゐるわけであります。が、御指摘のように、その場合に消防職員がそれに対する対応の仕方を熟知しているかどうか、あるいはまた過去にそういう災害の消防活動を経験したことがあるかどうかということはその効果に大きな影響を持つものと私どもも思つております。その意味では、そういう危険性を抱えた地域の消防職員に対しまして訓練のできる場所、機会を提供する必要があると私どもも考えております。そして、今後、訓練のやり方あるいは訓練施設の整備の在り方については検討してまいらなければならぬと考えております。

ただ、現状を申し上げておきますと、ちょっとお触れになりましたけれども、現在、海上災害防止センターというのが横須賀市にございまして、実はその案内書によりますと、なお防災訓練はどうなたでも自由に参加できますのでお気軽に御参加ください、こういうことで、消防職員のみならず一般的に広く門戸を開いて特別な災害等に対しまず訓練への参加を認めているところがございました。

私どもいたしましては、近年の災害事情にかんがみまして、昨年は消防大学校における教育訓練の中で、この施設をお借りいたしまして危険物や特殊災害物の火災について実践的な訓練を実施し、効率的な消火方法等を学ぶことといたしていふところでありますし、また消防研究所といふのがございますが、ここにおきましては大規模石油タンクの燃焼実験を行う、こういうこともやつております。こういう施設を活用しながら消防職員の経験を深めることが必要だと思つておりますが、中長期的な課題といたしましては、御指摘のような事例も含めまして訓練のやり方あるいは訓練

練施設の在り方について検討させていただきたいと考えております。

（高橋千秋君）たれで、もいりてすよと言われたんから。実験をやっていると言つたって現場の方、全般的に消防職員の方が、これは消すのは現場の方ですか、現場の方が一度も経験していないのに、それは中央で研究していますと言つたって、そんなの、いざそんなところ、もう燃えているのにそんなわけにいかないですね。中長期的というお話をされましたか、やっぱりこれは地震はいつ起こるか分からぬ。これだけ大災害が増えている中やはりこういう訓練をシステムチックにやつていく必要があると思うので、是非その辺を、中長期と言わずに早期に検討していくべきだ、というふうに思います。

RDFのことにも移りたいと思つんですが、実はRDFで、今回爆発をしまして燃えているときに私も行きました。それで、消防庁の方からも来

ていただいた、大変御努力いただいたて一生懸命やつていただいたことに対しても敬意を表したいと思いますけれども、問題は今回のこのRDFで、現場で何が起つたかというと、消防士が行きましたよ、火が出ていれば当然、消防士はそれを消そうとします。ところが、あれはRDF、ごみ焼形化燃料というの、あの中に石炭が入っているんですよ。昔、小学校の理科か何かで習つたと思う

で大変なことになつていて、ごみをああいう形でやつていくというのは私は、非常にエネルギーを海外に頼る日本とすれば非常に重要な、目的としては非常にいいことだと思うんですが、今回のこの火災を見るどもそういう認識が甘かつたのと、情報が足らなかつたんですね。RDF施設というのがこの三重県で爆発したから有名になりましたけれども、全国で今あちこちでこの事業をやつっています。それで、あちこちでトラブルが起きてるというのを聞いておりますけれども、まずこの施設とそのトラブル、どれくらい起こつているのか分かりますでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) RDFの発電施設につきましては、ここ数年、各地でその建設が進められてきたところは事実でございまして、昨年の十月に私も調査をいたしておりますが、その時点でのRDF関係施設は三十六道府県で百二十六施設が稼働しているということを把握をいたしております。

これらの施設における事故等の状況についても調査をいたしましたが、三重のごみ回形燃料発電所爆発事故のような大規模貯蔵施設における事故は報告されておりません。その他のRDFの貯蔵施設においても、小規模火災につきましては九月に私が報告をされているところでございます。

○高橋千秋君 さつき冒頭で申しましたように、だれも消し方が分からぬものを消すわけですかね、それで、あんな爆発が起きると思っていなくして、実は消防士は屋根に上つて放水していたんですね。一人はこれを、何とかその中のごみを、燃えているやつを出さなきゃいけないということで、横で溶接をしていましたんですね。結局、屋根が吹き飛びまして、二百メートル飛んだんですよ。間にビルがありまして、そこで実は三重県議会のRDFの危険に対する会議をやっている県議会議員が十数名お弁当を食べている最中にドーンと飛んだんですよ。結局、いろいろな情報提供が今回の、情報提供の遅れ、情報提供しなければいけないといふシステムのなさが今回の爆発を起こしてしまったのです。

で大変なことになつていて、ごみをああいう形でやつっていくというのは私は、非常に重要な、目的として海外に頼る日本とすれば非常に重要な、目的としては非常にいいことだと思うんですが、今回のこの火災を見るとどうもそういう認識が甘かったのだ、情報が足らなかつたんですね。RDF施設というのがこの三重県で爆発したから有名になりましたけれども、全国で今あちこちでこの事業をやつっています。それで、あちこちでトラブルが起きているというのを聞いておりますけれども、まずこの施設とそのトラブル、どれくらい起つているのか分かりますでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) RDFの発電施設につきましては、ここ数年、各地でその建設が進められてきたところは事実でございまして、昨年の十月に私ども調査をいたしておりますが、その時点でのRDF関係施設は三十六道府県で百二十六施設が稼働しているということを把握をいたしております。

これらの施設における事故等の状況についても調査をいたしましたが、三重のごみ固形燃料発電所爆発事故のような大規模貯蔵施設における事故は報告されておりません。その他のRDFの貯蔵施設におきまして、小規模火災につきましては九件が報告をされているところでございます。

○高橋千秋君 さつき冒頭で申しましたように、だれも消し方が分らないものを消すわけですか

実はこのRDFの施設については、一昨年の二月一日にこれの起動式というのがあります。実は私がそのスイッチを押しているんですが、その起動式の式典というのがあって行つたときに、これはすばらしい施設だということでやつたんですが、それから一ヶ月後に一度目の事故を起こしているんです、もう一ヶ月たないうちに。そのときにそういう対策がきっちり取られていましたが、ああいうようなことがなかつたのかも分かりませんが、それ以降も何回も何回も起きていて、それを実は隠していたというところが問題だったんですね。

そういう情報提供に対してやつぱり義務化をしていかなければいけないというふうに思いますし、それと今回のこのRDFについては、ハードの規制の問題ではなくて、RDFそのものがそういう危険なものなんだよという認識がなかつたところに非常に問題があるわけで、今回指定をされたわけですけれども、RDFはこれは爆発が起つたから今ようやく分りますが、ほかにもいろんなものが多分あるんだろうと思うんです。事故が起きてからいつもこういうことが起きるんですが、その前にやつぱりこれは危ないものなんだよということを知らせるシステムがないところに非常に問題があるなど。

届出、今回、届出をするような形になつていますけれども、ほかのものについても新しいものが多くどんどんどんどん出てくる中で、そういうものが出でてきたときにやつぱりきつちり実験をして、これはそういう危険があるという、自動的にそういう関係機関に知らせるシステムを作るべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 御指摘のとおりでございまして、近年多発する企業災害等の事例を見ますと、新しい技術の開発に伴うもの等も出ておりますし、新しい物品の製造に伴うものも出ておりますのであります。火災の態様がますます複雑多様化しております。そのため、消防隊員が

消防活動を行う上で、燃焼している物質の性質等の情報をできれば事前に適時正確に把握する必要がますます強まつてきていると思います。

御指摘のような必要性高いと思つておりますので、私どもといたしましても今回の事故を反省いたしながら、この事例を参考として専門家の集まります学会とかあるいは消防本部の知見を集めましてこれを一元的に管理し、そしてその結果を全国の消防本部に迅速かつ適切に提供できる体制作りをしなければならないと考えております。

○高橋千秋君 是非、自動的にどんどんそういう情報を提供できるようなシステムをやっぱり作っていただきたい。これは人命にかかることで大変重要なことですので、是非そういうことを考えさせていただきたいなというふうに思います。

それで、今回は緊急消防援助隊も施行前に三重県にも派遣をしていただきて、先々週、三重県で消防大会というのがあって私も出ましたが、そのときにも名古屋市の消防局とか、そういうところも表彰をさせていただいたことがございます。その意味では、昨年できたこの消防組織法は、施行前ではありましたけれども、十分機能していたんだなということで、これは評価をしたいなとうふうに思います。

今回のこのRDFの火災の後もそうなんですが、日本人の性格として、こういう事故が起きたりいろんな不祥事が起きると、必ずトップの方は二度とこのようなことは起こしませんと絶対言つんですね。それはそうで、起こしてもらつてはいけないわけで、それは当然のことだと思うんですねが、アメリカのロサンゼルスにある、これは固体燃料ではありませんが、ごみ焼却発電所というところへ見に行つたときに、そこ担当者も言つていましたし、その後、ロサンゼルスカウンティーの、郡の危機管理局、それからいわゆるFEMAという連邦の危機管理局、ここへ行つても必ず出

た言葉があるんですね。それはミティゲーションという言葉なんです。ミティゲーションというのは、要は災害軽減という意味なんです。つまり、たしかにその災害を軽くするか。例えば、もし爆発をしてもその後の復旧を即座にやるとか、そういう意味で災害を軽減させるという発想がアメリカの中にはもう十分根付いているんです

ところが、日本に来ると、さつき申しましたように、日本では事故が起きると、もう二度とこのようなことはしません、二度とこのようなことはありませんと言つて、また何かあつてまた、また二度とやりませんと言つて、そのような、これは事故だけじゃなくて、例えば銀行の不祥事だとか、ああいうときにも必ず出てまいりますが、こいつは、一度とやりませんと言つて、そのふうに思つうに思うんですが、その件に関していくつかお考えでしようか。

○政府参考人(林省吾君) 私どもも防災という任務を担当しているわけでありまして、その防災といふ場合に災害対応を包括する言葉として使つてはおりますが、御指摘の災害の軽減を図るということはその中の最大、最も大きな柱であると考えております。そこで、その点、先生の御意見と同じでござります。

確かに、アメリカにおきましてはミティゲー

ションという言葉が使われ、我々も被害軽減に重

点を置いた米国の大手といふものいろいろと情報

をいたいでいるわけですが、先ほども申

し上げましたように、被害あるいは災害が発生した場合、発生後の被災情報の迅速かつ的確な収集・分析、あるいは広域応援体制の整備、あるいは二次災害防止のための緊急的な応急復旧、これは大変重要な分野でありますので、私どももこの点の充実を図りながら防災業務に当たつていかなればならないと思っております。

ただ、人的災害の場合には、やはりいかにして災害を未然に防ぐかという点も重要でございますので、この点につきましても力点を置いて対応してまいりたいと考えております。

○高橋千秋君 もう私の時間は残り少なくなつてきましたので、一杯聞きたいことはあつたんですけど、さつき申しましたFEMA、連邦の危機管理局、これは今年から国土安全保障省という、格上げになったようでございますけれども、その中の一部局になつたようですが、アメリカの場合は、御存じのように九・一一のテロを受けての話で、今までのFEMAも、防災というよりもどっちかいうと今度はテロ対策の方に重点が置かれてきています。それで、これはアメリカの国情の問題もありますが、日本としても避けては通れないような部分があります。

その意味で、三重県では、防災危機管理局といふの弊害はいつも問題になるんですけれども、私はこういうものを、県の方と国の方が、何とか、縦割りだけではなく横断的な部分も含めた省庁間のいろんな連携もこういうものに対しては必要になってくると思いますので、そういう日本版FEMAみたいなことも考えていくべきではないかなと思うんですが、これ、大臣、もう時間ございませんので、最後にそのことについてどうお考えか、お聞きをしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のFEMAにつきましては、DHS、国土安全保障省でしたつね、あれに吸収されたみたいな形になつたといえ、きちんと以降、独立したものであそこは維持して、名前はたしかエマージェンシー・プリベ

ードレス・アンド・レスポンスという名前になつたと

いえ、きちんと以降、独立したものであそこは維

持して、名前はたしかエマージェンシー・プリベ

<

ら、消防団総合整備事業という形で一本に統合させていただきました。

この結果、一つ一つの施設、設備について補助要件に合うかどうかを審査する必要はないわけでありまして、町村におきましては、先ほど五百円とおつしやいましたけれども、七百万円という補助採択基準は設けさせていただきましたけれども、その基準をクリアしていただきますと、いろいろメニューの中から自由に選択できるようないろなメニューの中から自由に選択できるよう制度とさせていただいたわけあります。

したがいまして、この結果、施設と設備を併せて整備ができるとか、あるいは地域の実態に応じて必要な消防団の資機材の整備ができる、補助対象として整備ができるなど、こういうことになります。ただし、具体的に見ておきますと、従来の制度では零細なもの、あるいは採択基準以下として補助採択されなかつたものも含めまして、メニュー化の中で採択可能となると、こういう改善を図つておりますので、地方団体の方々には有効に活用していただけるものと考えております。

○日笠勝之君 林長官、二、三年たつたら事後評価をして、本当にその統合メニュー化の補助採択が良かったのかどうか、是非自らやってみてくださいね。

それから、次へ移りたいと思いますが、火災の原因、予防が一番大切なわけございまして、消防白書とかいろいろ見ますと、この火災の原因でもう絶えず二番目にあるのがたばこでございます。そのたばこも、投げ捨てによる火災原因ではないかというのが三千九百二十件と、非常にたばこの原因の約半分以上がこの投げ捨てといふうなデータを消防白書に記載しております。

そこで、山口副大臣、たばこや空き缶の投げ捨て禁止条例というのは全国で千以上も既に作っておられて、三分の一以上の市町村が作つておるわけですね。それから、近年では、この千代田区を始め杉並区とか広島市とか仙台市とか、歩きたばこも禁止するということは御存じのとおりでございますね。

〔理事山崎力君退席、委員長着席〕

そういう中でありますと、このたばこの投げ捨てによる火災が三千九百二十件もあるということをございます。一日に十件以上もそれだけで起つておると、こういうことでございまして、これは何とか、地方自治体の問題だから、自分たちでちゃんと取締りといいましょうかね、監視すればいいんだというんじゃなくて、消防団の方々も九十二万人いらっしゃいますし、消防吏員の方も十五万人以上もいらっしゃるわけですね。両方合わせたら百万人以上の方が防火、予防等々にこれに関心がある方がいらっしゃるわけですので、このたばこの投げ捨てによる火災原因が縮小するようになれば減少するように、何か実効性のあることを是非検討をお願いしたいと思いますが、御所見いかがでしょうか。

○副大臣(山口俊一君) 日笠先生、御指名いただきたのは私がスモーカーだからかなとちょっと思うわけですが、

今お話をございましたように、火災の原因の第二位がたばこというふうなことで、しかもそのうちの率は六割が投げ捨てといふうなゆきしき事態であることはもう御指摘のとおりでございまして、そういうふうな要請も一部新聞報道で拝見いたしました。

ところが、なかなかハードルが高いようございますね。この消防車と救急車というのは違うだという、規格というんでしようか規制といふんでしょうが、消防法の政省令の中にもそういうことが明記されておるようでございます。

そこで、消防庁といたしますれば、総務大臣といたしますれば、この出動件数がどんどん増えておる中で、実際に消防車の出動件数というのは救急車に比べれば確かに少ないわけでございません。ただし、それはいざというときに備えて当然な点を、少なくとも、例えば屋根を少し高くする、それから前の座席の間のところを間を抜く、二人置こうとする、前の座席にぶつかりますものですから、これは一人入つて酸素呼吸をしながらこうするということがなかなか物理的にできないということで、既にこういうものが商品としてもう出てき始めていますが、今申し上げたようないいことがあります。それは、それが外せばいいというようなことをやれば物理的にこういったことはできると思いますので、抜いてそれを外せばいいわけですから、いざというとき外せばいいというようなことをやれば物理的にこういったことはできると思いますので、ネーミングはともかく、こういったものは機能的に考えてしかるべきだと思いますので、前向きに考えておるわけではございますけれども、ただ残念ながら、聞きますと、施行後しばらくはざあつと減つていったと。ところが、最近また

なつてきておりますので、我が方としてもしつかり取組をさせていただきたいと思つております。

○日笠勝之君 続きまして、消防車ということを

に対しまして、救急車の方は五千五百七十五台、四対一ぐらの比率になります。圧倒的に消防車の方が多いんですが、逆に出動回数は、消防車が十二万回に對しまして、救急車は四百五十六万回になりますから三十八倍ということになろうかと

思いますので、そういう意味ではこれは圧倒的

に救急車の絶対数が不足しておるというので、今

出た消救車、何となく轟轟車的なイメージが

あって、イメージとしては別のネーミングの方が

よろしいのではないかと思わないでもありません

けれども、まあ、それといいたしまして、現実問題

として、委員長、許可をいたしましたので、こ

れ提示させていただきますが。(資料提示)

日笠先生、基本的には、これは今の実態の例で

す。基本的に、救急車の中の真ん中くりぬきまし

て下を空けるようにいたしますと、簡単にいきま

すと、一人でやりますに当たりましてはこれは

ちょっと低い。だから、人工呼吸をやるときに当

たりましては高さがちょっと足らぬ。それから、

二人置こうとする、前の座席にぶつかりますも

のですから、これは一人入つて酸素呼吸をしなが

らこうするということがなかなか物理的にできな

いということです。既にこういうものが商品として

もう出てき始めていますが、今申し上げたよう

な点を、少なくとも、例えは屋根を少し高くす

る、それから前の座席の間のところを間を抜く、

抜いてそれを外せばいいわけですから、いざとい

うとき外せばいいというようなことをやれば物理

的にこういったことはできると思いますので、

ネーミングはともかく、こういったものは機能的

に考えてしかるべきだと思いますので、前向きに

考えておるべきだと思いますので、前向きに

検討させます。

○日笠勝之君 私の家のいとこの岡山市消防団

員でありました武田豊さんという五十六歳の方

が、七年前の年末の消防作業のときに心臓麻痺で

死去了しました。このように、消防、防災とい

うのは、非常に第一線は命を懸けて、夜中であろ

うと朝方であろうとにかく駆け付けて闘う、消防作業に専念すると、こういうことでございまして、非常に国民の生命、財産を守る第一線の方々だと敬意を表しておるわけでございます。

そういう意味では、今後の消防庁の行政がこういう方々に報いるような、そういう体制を、行政をしていただきたいことを心から念願いたしまして、質問を終わりたいと思います。

いります。

今回の消防法の改正によって住宅用の火災警報器等の設置、維持が義務付けられるわけですが、この火災警報器は、地域の安全・安心に関する懇話会、昨年の十二月に提言が出されたわけですが、この中でも、五千九百八十円から二万四千円程度、大変今の日本では高いわけであります。消防庁の現在考えておいでになる設置基準ですと、一個でそれぐらいの値段なんですけれども、一家族で四人がそれぞれ別々にお休みになると、四つ寝室がありますので四つの火災警報器を設置しなければならない、こういうことにもなるかと思うんですけども、そうしますと、本当に国民の皆さんへの負担というのですか、出費が今多くなる時期にまた多くなると。

そこで、確認なんですかけれども、国民負担を増やさない方向での対策や、低所得者の方々への普及のための対策、これをお考えかどうか。それから、これ地方自治体の条例で定めるとなつておりますので、地方自治体が条例を制定するときに、無料貸出し、レンタル、あるいは配付をする、こういう場合に地方財政に対する支援とかそういうお考えがあるかどうか、まず消防庁に伺います。

○政府参考人(林省吾君) 今回お願いをいたしております火災警報器等の設置につきましては、いろいろな方々の御負担を考えますと、私どもとしてはこの負担ができるだけ軽減をしたいと、こういうふうに考えております。

いろいろな方法があるわけでござりますけれども、まず第一に考えなければならないのは、簡単に取り付けられるようなもので低価格なもの開発を促進しなければならないというのが第一点だらうと思ひます。

それからまた、月々あるいは年々の御負担を軽くするためにリース販売も可能なようでございまして、その拡大を働き掛けていくとか、また初期的な負担につきまして、住宅火災保険の割引制度などについて関係業界に働き掛けるとか、それから、あるいは一番効果的な方法といたしましては、これからそういう警報器等を開発、販売されます企業の皆さん方大変競争をしていただきまして、競争による低価格化を期待をしたいというふうなことも考えてまいりたいと思っております。

その中で、できるだけ負担を軽減したいと考えておりますけれども、最終的なところ、やはり個人の負担で行うことの原則といたしておりますので、ある程度の御負担をお願いしなければならぬことと考えておられるわけであります。その中でも、お触れになりました高齢者あるいは低所得者の皆さん方に対してこのよな警報器を設置していただきよう、していただきやすいような方法はなないものかということもこれからまた考えていかなければならぬと思つております。

一つの制度といたしまして、厚生労働省におかれまして、六十五歳以上の独り暮らしの高齢者や障害者等を対象とした火災警報器を含めた給付事業があるようでござりますが、この制度の活用につきまして関係者に働き掛けることで、六十五歳以上の御老人の方々の負担をなくするということともできるのではないかと思つておりますが、ただ、いざれにいたしましても、これだけで十分ではございません。

そのほかに、今後、地方団体におかれまして条例を制定されます場合に、それぞれの地域の生活状況等も勘案した上で条例の内容をお決めになると思いますが、それに伴いまして、高齢者あるいは低所得者の方々の負担を軽減するための方策等

についても、地方団体ごとにいろいろな御議論が出てこられるのではないかと思っております。その様子も我々注意をしてみたいと思っております。

ただ、こういう地域で社会的なハンディキャップをお持ちの方々に対してこの警報器を普及するためには、例えば地域で活躍をされている消防団とかあるいは婦人防火クラブとかいろいろな貢献ができるのではないかとも思つております。その方面ともいろいろ御相談をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○八田ひろ子君 在宅福祉事業補助金に該当させて障害者や独り暮らしの低所得のお年寄りに必ず申込みをすると、法が施行されてすぐ申込みをすると、当然予算の裏付けということでも大事になりますし、全体の中での一つですから、今度の警報器の場合は。そうしますと、予算がないからということもなりかねませんので、そういう面はよく自治体とも御相談をいただきたいなということを思います。

審議会や懇話会の今回の警報器の問題を見ますと、この効果は歴然で、消防庁は死者数を半減させせる目的なんだとおっしゃっていますが、火災警報器、警報器の効果が、そういう数字なんか見ますと、確かに高いから効果があるかなというふうに思うんですが、そんなに効果があるものが、いまだに日本では普及率が一割ぐらいですか、一・三%というふうに示されていますが、消防庁はこの火災警報器について今までどういう啓発などをされてきたのか。国交省などと連携して、効果があるんだと、だから普及した方がいいんだというのを新築とか集合住宅、だけではなくておやりにならるべきだつたんじないかなと。私どもは、このように、皆さんに周知徹底をさせて、そしてみんなで義務付ける場合は、やっていくという方向が本当は大事だと思うんですけれども、突然、これ非常にいいから義務付けというのでは、実際に世界見てみると効果があるとさつきからおつ

しゃつてているんですけど、アメリカの州の多くが州法でとか、イギリスとかいうことですので、やっぱりそういう国の、幾らいことでもやつぱりやり方がどうかなというふうに思うわけなんです。

それと、私は火災警報器設置に関して、防災を高めるということをしつかりやるということと、既存住宅、さつき壁掛けとか簡単なものとか安いものってアメリカでは千円程度だということも聞いてるんですけども、そういうのを努力されると同時に、強権的に火災警報器を設置させる。消防団とか女性の防災施設ということをおっしゃつたんですけども、やっぱりそれが強権的になつてしまふということですといかがなものかなと、お金の掛かるものですからね。そういうふうに思つんですかけれども、その点ではどうでしょう。

○政府参考人(東尾正君) これまでの消防庁の住宅防火への取組でございますけれども、先ほど来答弁してござりますとおり、あくまでも当初は自己責任の原則によるべきであるということから、広報普及活動をこの十数年間進めてまいりました。

具体的には、連絡推進協議会の設置による住宅防火モデル事業、このモデル地区を設定しまして、住宅用防災機器を無料でお配りしてその効果を調べていただくとか、あるいは一定の広報資料を作成しまして、地区の推進組織を通じましてこれを配布するとか、講演会をやる、展示会をやるなど様々な方策を取つてまいつたわけでございますけれども、依然として国民各界各層に対する浸透度が低いという中で、昨年はついに昭和六十一年以来十七年ぶりに死者数が千人を超えるという状況になつてまいつたわけでございまして、自主的な推進活動では限界があるという判断に至りましたので、昨年の懇話会及び審議会において法制度の導入ということが提言されたものと理解しております。

いては、先ほど来長官が答弁いたしておりますように、あくまでも自己責任の支援制度という観点から、付けていないから罰則を掛ける、あるいは命令を掛けるということは、これは避けるべき問題と考えております。そのため、地域の組織、消防団や自主防災会などを活用したあくまでもソフトな対策、これを中心として設置、維持の浸透を図っていきたいと、このように考へておるところでございます。

○八田ひろ子君 今回の場合は、国民の皆さんへの負担も多くなるわけなんですねけれども、消防署自体も新しい仕事が、点検だとか維持管理をきちんとしてもらわなくちゃいけませんですね、国民の、そうしないと効果がないわけですから。そういう、今までより仕事が多くなるよう思つて、それがこの自主防災組織だけにお願いするところはできないと思うんですね。そういうことはお考えなんでしょうか。

○政府参考人(東尾正君) 先ほどお話し申し上げましたとおり、住宅用火災警報器の普及、設置、維持につきましては、基本的には地域の方々の御協力ということに非常に期待しておりますけれども、最終的には消防責任を行政として果たすものはやはり消防職員でございますので、あくまでも説得や、いろんな関係で御説明して理解いただけない方に対しては、消防職員が自ら出向いてこれをお願いをするという姿勢は非常に大事かと思ひます。

しかし、それは全体のわずかの割合にとどまると思いますので、一般的の防火対象物で行つておりますような定期的な立入検査、この辺は必要ないと考えておりますので、これによる消防職員の業務の増加というものは、これまで全国消防機関のヒアリングを行つておりますが、このような制度であれば大きな業務量の増にはならないのではないか、このように考へておるところでございます。

○八田ひろ子君 この警報器も一定の水準までは非常に効果があるんすけれども、それ以上はどちらでござります。

そこで、伺いたいと思うんですけれども、やっぱり火事で亡くなる方を少なくするという目的で一番大きな問題は消防活動での初動だというふうにいつも私どもは御説明をいたいでいますけれども、これについての見解をまず伺いたいと思います。

○政府参考人(東尾正君) 消防活動の初動というものが極めて大事だということでございますが、私どもいたしましても、できるだけ早く現場に到着するということで消防機関が努力しておりますけれども、先生も御案内かと思いますが、最近におきましては年々その到着時間が延びていると、こういう状況でございます。

○八田ひろ子君 私、そのことを今日はグラフにしてまいりまして、皆さんのお手元には小さいものをお届けしていますので、どうぞご覧ください。と、(資料提示)これ、どういうグラフかといいますと、(資料提示)これ、どういうグラフかといいますと、通報を受けてから、真ん中の紺色のところが五分以内に到着をした、こういうわけで、一九九年だから、いたいた資料が九二年から二〇〇二年だったのですから、九二年が三七・九六%、約四割近くが五分以内に行つたわけですよ。ところが、ずっと毎年下がってきて、二〇〇二年には二八・〇二%、これは五分以内到着といふことです。上のグリーンのところは、これは五年を超えて十分以内に到着したということで、これ四八・三〇%が、こっちが下がつてくるのでこつちが上がつてくるような形で五三・〇八%。十分超えてしまつた、これが赤いところで非常に遅くなつたところなんすけれども、これが九二年のときは一三・七四でしたけれども、一八・九〇と。こういうふうに、皆さん御努力はされている

初動が遅れると火災というのは大きくなるといふのは何度も聞かされている中身なんですか

も、どうしてこういうふうに初動が遅れるのか、

分かりやすく簡単にちょっと説明していただけないでしょうか。

○政府参考人(東尾正君) この到着時間の遅れどいうことについてでございますが、私どももそれなりに調査分析しておりますが、まず一つは道路交通事情がやはり悪化してきているということでございます。特に最近、遺憾なことではございますが、それが極めて大事だということでございますが、私どもいたしましても、できるだけ早く現場に到着するということで消防機関が努力しておりますけれども、緊急車両、つまり消防車や救急車の優先通行に対し一般のドライバーや歩行者が速やかに譲つていただけない場合もあるということですけれども、緊急車両、つまり消防車や救急車の優先通行に対し一般のドライバーや歩行者が速やかに譲つていただけない場合もあるということが増えているということが一つでございます。

それからもう一点は、通報の際に、一九番通報でございますけれども、必ずしもはつきりとした場所が述べていただけないと。これは、一つは建物が複雑化したり高層化したりしまして、どこが燃えているかというようなこと等が明確に示していただけないと、このようなこともございまして現着が遅れるということにもつながつていて理解しております。

なお、先生が御指摘の消防本部の広域化に伴うものでございますが、全く影響がないというわけではないかと思いますが、私どもとしては御案内のとおり消防力の基準により署所の配置基準を定めていますので、そのようなことによる大幅な遅れはないというふうに理解しております。

○八田ひろ子君 やっぱり初動の遅れを改善する、死者が多くなつたというお話をあつて、いろいろ社会的な状況があつたとしても、やっぱりこれを最優先課題として短くするということについてはやはり本腰入れて取り組んでいただきたいですし、そういうことについてはどうなんでしょう。

○政府参考人(東尾正君) 対策としましては、何といましても、まず警察と連携いたしまして路駐車の防止や緊急車両の優先走行への御協力を求めるということでございますが、それだけでは

消防としての努力は足りませんので、現在、消防補助金を積極的に活用して進めている事業がございます。

これは消防本部の高機能化でございまして、司令センターやハイテク化というものでございます。これによりまして、通報があつた場合には、災害発生場所を中心として自動的に司令室に画面が表示され、地図が表示されて、直ちにどの地域が問題があるのかということが分かる。また、そ

れによつてどのような車両を出動させるべきかと

います。

重大災害、これが昨年続きまして、大企業などの重大事故災害というものは非常に、今日も議論があつたわけですが、昨年だけでも出光興産の北海道製油所タンク火災や、あるいはブリヂストンの板木工場の火災、それから新日鉄の名古屋製作所の爆発事故、エクソンモービルの名古屋油槽所での火災、三重RDFの発電所の火災、爆発、新日本八幡製鐵所の火災などが発生をしております。

私の地元の愛知でも、これは名古屋港臨海地区という指定地区で、今挙げましたエクソンモービルの名古屋油槽所、六人が亡くなつて一人が負傷されました。新日鉄名古屋の方では、重軽傷で十五人ですが、周辺住宅の窓ガラスも割れたり、ドアの変形とか、あるいは周辺住民が目や耳やの痛みを訴えられるという、非常に地域の自治体にとっても働く労働者の皆さんや消防職員にとても重大な問題になつております。

そこで、この名古屋港臨海地区にあります二つの事故原因と再発防止策についてお示しください。

○政府参考人(林省吾君) 昨年、御指摘のような企業災害がいろいろと相次いだわけでございますが、私たち、その際最も重要なことは、企業からの異常現象の通報、そして火災現場における消防活動をいかに効果的に行うかということであろうと考えております。

御承知のように、現在、石油コンビナート等の災害防止法におきましては、特定事業所における統括管理をする者は、異常な現象の発生につきまして通報を受け、あるいは又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防署等に通報しなければならないとされているところであります。私たち把握をいたしているところでは、この規定に基づきましてできるだけ早く消防機関に対して御通知をいたしているものが大半でございますが、中には発災から時間がたち、通報が遅れたという事例があるともお聞きをいたしております。

ただ、私どもの立場からいたしますと、消防機関において出動の要否等を客観的にまず判断する必要があると。そしてまた、出動いたしました際は効果的に消火作業に当たる必要があると。それからまた、その際、消防職員の安全を確保しながら災害による被害を最小限に軽減をしようとなお願いをしたいと思っております。

そういうことも含めまして、今回御審議をお願いをいたしております法改正の中では、市町村長による特定事業所における統括管理する者に対する情報提供を求める規定を特に整備をさせていたいと思いますが、今言われたエクソンモービルの場合は職員の三分の二が下請や派遣になつていて、その責任者という方にも私、すぐ調査に入つてお話を聞いたり現場を見せていただいたんですけれども、自分の扱っているガスが上に上がっていくのか下がっていくのかということが、認識がお持ちでないというのが責任者だったこともありますし、労働者のお話ではタンクの横で日常的に火花を出す工事が行われていた。當時も溶接を隣でやつていてそういうことになつたんですね。されども、企業の責任というんですかね、そこで徹底を図つてしまらなければならないと考えておるところでございます。

○八田ひろ子君 この二つの事故原因と再発防止策はどうお考えでしょうか。

○政府参考人(東尾正君) 昨年、名古屋周辺で起こりました二つの事故でございますけれども、消防ではいち早く消防研究所の職員ほかを派遣いたしまして、現在、鋭意その事故原因の把握に努めておりますけれども、正確な火災原因、なぜ爆発し、なぜあれだけの事故になつたか等のことについての最終的な結果については調査中でござります。

しかし、その段階で言われましたことでいろいろな問題点が指摘されました。特にエクソンモービルの事案につきましては、作業中の職員がその当該会社の職員ではなくかったという、いわゆる下請であつたということが、その保安管理の徹底といふことに結び付いていたかたではないかといふことが、これは明らかでございましたので、これは三省庁のヒアリングの中でも関係事業者がそう述べております。

そこで、今長官が申し上げましたとおり、異常現象の通報とその後の保安管理の徹底について必要であるということから、今回の石油コンビナート等災害防止法の改正をお願いをして、その保安統括にある者の責任を強化しようと、こういうことが一つ、これだけははつきり言えることでございます。

○八田ひろ子君 八か月たつてもまだ分からない事業者と消防機関との間の情報共有が重要であるというふうに考えるわけでありまして、今後とも、災害発生の際、事業者の方々にはその点を是非お願いをしたいと思っております。

そういうことも含めまして、今回御審議をお願いをいたしております法改正の中では、市町村長による特定事業所における統括管理する者に対する情報提供を求める規定を特に整備をさせていたいと思いますが、今言われたエクソンモービルの場合は職員の三分の二が下請や派遣になつていて、その責任者という方にも私、すぐ調査に入つてお話を聞いたり現場を見せていただいたんですけれども、自分の扱っているガスが上に上がっていくのか下がっていくのか下がつていくのかということが、認識がお持ちでないというのが責任者だったこともありますし、労働者のお話ではタンクの横で日常的に火花を出す工事が行われていた。當時も溶接を隣でやつていてそういうことになつたんですね。されども、企業の責任というんですかね、そこで徹底を図つてしまらなければならないと考えておるところでございます。

これが非常に大きいなと思いますし、新日鉄の場合、本当に大きな被害があつたんですよ。皆さん、爆発音が聞こえるのですから一九番をされたんですけど、さつき速やかにというふうに長官言われたけれども、事故の発見から十分未満に通報が行われた事故というの三割以下なんですよ。

だから、企業というのは、さつき何でこれを聞いたかというのは、やっぱり早く知らせて、さつき言われたみたいに早く事故現場に駆け付けないでいい。このときでも、名古屋市は十二台、東海市は十台、大府は三台、知多市は三台といふように地域消防が駆け付けているわけ、そういうふうにできないということですからね。私は、この新日鉄名古屋の場合は、電話がつながらなかつたといって二十分たつても会社からは言つてこないですよ。だから、消防署が電話をしたら、ああ火事ですなんて、そんな無責任なことがあるのかというふうに思うわけなんですよ。

今回そういうふうに改正され、これだけは大丈夫ですというふうに言われて、それはジェシー・オーラーの事故のようにどういうものか知らせなくて被曝したとか、そういうことを、すごく大変ですから、きちんと情報提供するだとか、そういうのもいいんですけど、やっぱり私は、今回この新日鉄のように二十分も経過しても会社からは通報もしなかつたとか、連絡体制、会社の中の、広い工場ですからね、連絡体制の強化のこともあるんでしようけれども、この法改正で本当に大丈夫かなという心配があるんですけど、それはどうなんでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 今回、法改正で制度的な整備をお願いをいたしておりますが、確かに制度を整備するだけでは具体的な効果が期待できなことがあります。最終的には私ども、やはり御指摘のような企業災害が発火いたしました場合に早く通報していくためには、やはり企業トップの方の意識の改革、あるいは企業内におきますトップのリーダーシップによる体制の整備が

何よりも重要だらうと考えておりますので、各企業にそのことをまずお願いをしてまいらなければならぬと思つております。その上で、今回法改正をお願いをしておりますが、市町村長の権限を拡大することによりまして、地元市町村消防の企業との関係を緊密にしながら、現場における検査あるいは状況の把握に努めながら、災害の防止に効果のあるような体制整備を図つていかなければならぬと考へております。

○八田ひろ子君 大臣にも私、関係省庁との連絡会議もあるものですから伺いたいんですけれども、こういう大企業の災害というのは起つてからでは本当に大変なことになるわけじゃないですかね。私は、このホルダーは六四年に建設されちゃつてからでは本当に大変なことになるわけでも、また重大災害になるわけですね。新日鉄名古屋でも、コークスオーブンガスはこれ可燃性ガスで、今まで一度もこういう事故なかつたそうですけれども、COGホルダーは六四年に建設されてるんですね。だから、もう専門家やマスコミからも老朽化が指摘されていて、ガス漏れだけがス漏れ探知器もないし、非常に心配だつたことでも、このホルダーの周辺にも別のCOGホルダーや高炉ガスホルダーというのがあって、これは基準でいえば大丈夫だといふんですけど、今回この事故の場合は結果的に近くの高炉ガスホルダーに誘発爆発をして事故の規模を大きくしているわけなんです。

さらに、ここ工場というのは、COGホルダーの自主点検というのも以前は安全管理という人がずっと工場の中やつてたんですけど、それがそのまま専門の人がリストラ削減で、現場の労働者が働く合間に見ればいいと。検査項目に従つて点検するということなんですかね。ここに入つている派遣の労働者は危なかつたら逃げろという指示だけしかなかつたんですね。全体としてもつかめなくて消防署に連絡できなかつたこともあるのかと思うんですけど、こういう大幅な人員削減とか安全性を本当に認識していたかどうかという、こういうことも指摘をされているわけなんです。

きちんとやるかやらないかというのが掛かって

だから、私は、企業災害の多発に当たって、経

産とか厚労からも注意喚起の公文書が度々出さ

れ、今回、去年、今年と出されているんですね

ども、大企業の社会的責任や、さつき長官も言わ

れましたけれども、経営トップの責任、こういう

問題について防災の観点から総務大臣としてもき

ちんと政策提言していただきたいというふうに思

うんですけども、その面ではどうでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 一連の企業火災が相次

いだ昨年から三省庁、厚労省、それから経産省、

それで総務省と三省庁で関係業界とヒアリング

等々は何回か行つたところですが、共通していま

すことはトップの、いわゆる防災、そういう火

災、そういったものに対する意識の欠如はつきり

しています。過去は今まで幾らでもありますけれ

ども、戦後最大の問題というものは多分、三井三池

のあの火災、炭じん爆発があれが一番だと思います

が、あのときは御存じのよううに労働組合同士の

あれから話が込み入つて、保安要員が所属組合が

違つた等々、あの当時の事件は思い返しても腹立

たしい話一杯ありますけれども。

そういつたものに対して、やっぱりトップとし

て危険なものに対しては、保安というのは最も最

初に経費削減に回りたくなる何となく気持ちに駆

られるところなんで、一番生産性が上がるところ

に關係しませんから、そういうときには扱つて

いるものの危険物の状況を考え、これは手抜け

ないところなんですね、どういうことになろうと

いるところなんですね、そういうことをトップがきち

んと指示をせにやいかぬところなんですが、普通

この種の話になりますと大体火の用心が限度なん

ですよ。分かりますか。火の用心と言ふと、次の

常務さんは火の用心だつてさつて部下に言うんで

すよ。部長さんはまた課長さんに火の用心、火の

用心という言葉だけ全部下に行くんですね。と

ころが、火の用心というのは実際どうすればいい

かという具体的な指示がないと基本的にはできない

んですつて。

当たり前のことでしょうが、そこらのところを

○又市征治君 社民党的又市です。

この提案されている法案に入る前に、消防庁の

懸案である小規模雑居ビルの防災対策がどのように

に進んでいますかという点についてお伺いをしたい

と思います。

二〇〇一年九月に新宿の歌舞伎町で起きた小規

模雑居ビル火災では、延べ面積、延べ床面積で四

百平米という小さなビルだったにもかかわらず、

四十四名からの死者が出ました。そういう点では

様々な教訓がここから導き出されたんだろうと思

います。特に、これらのビルの所有者が、あるいは

テナントの業者が営利に走る余り、消防法その

他に照らして、今大臣からもありましたけれど

も、そうした全く形式の面でも、また人命に直接

かかわる安全の実質面でも多くの違反を犯し続け

たということが明らかだつたんだと思いますね。

その後、二年半で大分改善をされて、違反率

が当時九二%ぐらいだつたようですが、これが今日約三分の一ぐらいに下がつて三六%とい

うこと聞いておりますけれども、ただしこれは

定点観測の数字というふうに伺うわけですが、これ

も、新規物件だとあるいは掌握の漏れなどがあ

ればもう少し率が落ちるのかなという感じもいた

します。

どのような取組をされてきたのか、法制面だけ

でなく、それを現場で具体的に担保できている

かどうか。例えば、歌舞伎町では階段にまるで物

が随分と積んであつた、実際にそこでチェックを

しなければ違反かどうか分からぬといふ、こう

いう実態があつたわけですね。それが人の生死を

分けた。そういう点で立入検査の実情、そして改

善の状況についてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(東尾正君) 立入検査の実情でござ

いますけれども、消防庁では前回の、前々回の消

防法改正を受けまして、違反処理マニュアル、そ

して立入検査マニュアルを作成、さらにその研

修のために、全国の予防担当職員を一律にこのマ

ニュアルとのおりできるかの研修に努めた

ところがございまして、このようなことから、た

だいま先生御指摘のように、違反の件数というものは減少してきているところでございます。

立入検査における課題でございますけれども、これまで単独で行つてまいりましたものを、警察や保健所などと連携して行う率が非常に伸びましたので、これによつてある程度実効ある立入りが

できるということ。さらに、これも当委員会で指摘を受けましたが、例えば風俗営業法等の情報を提供していただいた上で立入りに入るというよう

なことから効果的な立入りが行われるようになつたと承知しております。

今後の課題でございますけれども、残つております違反物件というものが大変にやつぱり悪質な

ものがいわゆる沈殿している状況でございますので、これに対応いたしましためには、更なる措置

命令の迅速な適用、場合によっては告発の、告発も含めた強力な措置というものが課題でございます。

しかしながら、一方では、予防担当職員が、やはり消防職員全体の中でそればかりに割くわけにはいきませんので、やはり予防職員の数の確保と

いう問題も一方で重要と考えておりますが、これについては、現在の行政財政改革の中では、また救急出動事例が多いという中では職員の確保というものはなかなかに困難な面もあるというふうにも思っております。

○又市征治君 事件の直後、私は質問の中での立入検査等を緊急にまた頻度を増やして行つた

ために、新設された地域緊急雇用対策事業を活用して消防力基準を充足をするように提案をいたしました。当時、片山大臣、今日もお見え、当時の大臣おられます、片山大臣や石井長官からも、そ

ういう点ではこれの活用というのも一つの方策だ

折からの不況でもありましたから、リストラの激しい建設業や不動産業、こういうところで職を失つた人たちの知識、経験を生かすためにもこん

なことは意味があつたんだと思うんですけれども、昨年、一昨年、それぞれ前後しますけれども

も、二千名前後の人々が確保されたというふうにお聞きをしておりますが、この事業はもう打ち切る方向にあるというふうに聞いておりますけれども、こうした人員配置などの面で、これらの総括と今後の防災安全対策について、人材面でのようないい消防庁としてお考えになつてはいるのか、改めてお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(林省吾君) 緊急地域雇用対策事業についてでございますけれども、本委員会におきまして委員から御指摘をいただきました。それを受けまして消防庁といたしましても消防関連業務に従事する職種との緊急対策に加えて、いただき、地域の消防力の強化に役立たないと、こういふふうに考えたところでございます。

具体的には、お触れになりましたように、小規模雑居ビル等の防火対象物に対する違反是正指導等の役割を担つていただけるような方をこの緊急地域雇用対策事業の対象としていただけないかといふようなことで働き掛けたわけであります。採択をしていただきました。具体的には、この事業を活用することによりまして違反是正指導等に効果を上げてきたと考えております。

実績でございますが、緊急地域雇用対策事業の活用によりまして、平成十四年度は約二千四百人の消防防災支援要員が雇用されておりまして、事業額は約三十一億円となつております。自衛消防訓練指導等の違反は正支援業務を中心に行なつておられるところでございます。平成十五年度も引き続いてお願ひをいたしておりますが、事業額は約二十九億円、約一千七百人の雇用が予定されていながら、なかなかおきまるとお聞きをいたしているところでございます。

○國務大臣(麻生太郎君) 現実問題として、おかげさまで随分、今までに比べて血管確保ができた。いろいろな指示が医者の判断、医者が同乗若しくはそこにはいなくてもできる範囲が前に比べて広がることによって救命率が高まつたことは事実だと思いますが、実際問題として、例えば地方でそんな練習しようつたって練習する相手いませんから、これ結構、現場問題としては、資格取れても臨床を受けられないという方は結構多いんですよ。じゃ、それ探してつて、そんな探しすぐあるような話じゃありませんから、これはなかなか、地方に行けば行くほど資格が、それが、現場が試験が受けられないからないという例もございまして、結構これは難しい話で、それ全部まとめて東京にそういうのが来るために、ずっとそういう患者が来るまでそこに待しておくれわけにもいきませんし、これはなかなか現実問題としては結構難しい問題を抱えてはおりますけれども、いずれにしても、そういうふうな方が一とかいうときのための救命救急士でもありますので、いろんな努力を今後ともしていかねばならぬと思っています。

ただ、一番言えるのかなと思いますのは、例のデジタルハイビジョンなんというものが本当にきちんといたしますと、そのハイビジョンを見ながら医者が判断してきちんと指示ができるということになるというのは、将来の方向としてはこれが最も使えるだろうなと思って、遠隔医療というものが非常に大きな助けになるだらうなといつ、技術的にはそういうことだと思っております。

○又市征治君 最後に要望をいたしておきますけ

れども、こうした火災にしろ、そしてまた救命救急にしろ、大変現場で働いている人々は、何人もの方が申されているとおり、日々命を張つて、それこそ昼夜分かたずに入り組んで、その大変な努力をしている、こ

ういうことだらうと思います。そういう意味で、技術や自らの研さんで努める、こういう努力をな

さつておる、こうした消防職員全体の士気をやつぱり高めていく、こういうための努力も大変大事なんだろうと私は思います。社会的な地位の向上、あるいは団結権の私は付与も非常に大事な問題であると思います。一昨年十二月に私はILOへ行つてまいりましたけれども、そのときも、日本政府はこの団結権のILO勧告を一日も早くやつぱり実施すべきだ、つまり何を言つているか

というと、この国際労働基準に日本の場合は大変立ち後れている、こういうことを言つておるわけですね。

そういう点で、それこそ、先ほどもちよつとお名前申し上げて恐縮ですが、さきの総務大臣片山さん、今、与党自民党的公務員制度の責任者でもあるらしいことでもありますし、総務大臣も、今の大臣も、麻生大臣も、そういう点では、この直接的な責任者というわけではありませんが、しかし総務省、多くの公務員を抱えた束ねのところでもありますから、そういう点で公務員労働者全體の労働基本権の回復と並んで、消防職員の団結権の問題の速やかな解決という問題についても改めで私はこの場で強く要請をして、今日の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(景山俊太郎君) 他に御発言もないよう

ですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

○広中和歌子君 私は、ただいま可決されました

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読させていただきます。

消防法及び石油コンビナート等災害防止

法の一部を改正する法律案に対する附帯

決議案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分分配すべきである。

一、住宅用火災警報器等の設置が、住宅火災に

おける死者発生率低減に高い効果を上げてい

ることにかんがみ、火災保険の保険料割引制

度の拡充、技術開発及び適正競争の実現によ

る消費者の負担軽減、地域防災組織との連携

等を通じて、その積極的な普及に努めるこ

と。

二、ごみ固化化燃料等に起因する火災が多発し

ている現状にかんがみ、火災発生の危険性が

高い新物品が開発された場合には、その普及

に先駆けて当該物品の危険性状を事前に十分

に調査・把握するよう努め、必要な安全対策

を講すること。

三、石油コンビナート等特別防災区域の事業者

に対する防災業務の改善措置命令の発動に當

たつては、市町村長等が不適正な状態の実質

的な改善に向けて積極的に対応できること、

運用基準の整備等に努めること。

四、石油コンビナート防災本部等の作成する防

災計画及び事業者が定める防災規程につい

て、その整備・明確化等を図るため、防災リ

スク評価の実施を推進すること。

五、大容量泡放射砲の導入等、事業者又はそ

の共同の防災組織について、消防力の増強を行

うこと。

○委員長(景山俊太郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、広中君から発言を求められております

ので、これを許します。広中和歌子君。

請願

第一六四六号 平成十六年三月二十三日受理

シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

す。

○委員長(景山俊太郎君) ただいま広中君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

す。

○委員長(景山俊太郎君) 全会一致と認めます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

す。

以上でございました。

請願者 岡山県笠岡市春日台二三四 平松

紹介議員 瑞枝 外七十四名

江田 五月君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六四八号 平成十六年三月二十三日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 福岡県中間市松ヶ岡三ノ一〇ノ一

紹介議員 ○一 森春雄 外九十九名

吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六四九号 平成十六年三月二十四日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 仙台市青葉区西勝山一七ノ一八

紹介議員 奥山政弘 外九十四名

櫻井 充君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。
第一六五〇号 平成十六年三月二十四日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 千葉県柏市豊町一ノ二二ノ四 清水

紹介議員 ひろみ 外九名

広中和歌子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六五一号 平成十六年三月二十四日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 北九州市八幡西区春日台四ノ五ノ

紹介議員 二 中村文子 外百二十四名

福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六六二号 平成十六年三月二十五日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字音野一、
一八六ノ一 長岡保二 外三十九

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六六三号 平成十六年三月二十五日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 千葉県我孫子市布佐二、四〇六

加納邦彦 外九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六六四号 平成十六年三月二十五日受理
シベリア抑留者に対する未払賃金の支払に関する
請願

請願者 東京都練馬区光が丘六ノ一ノ三ノ

七〇三 石井恭平 外八十三名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

平成十六年四月十五日印刷

平成十六年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B